

トータルサービスプランナーズネット株式会社行動計画

【次世代育成支援対策 一般事業主行動計画】

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：仕事と子育ての両立支援を経営・人事戦略として位置づけ、社内・社外へアピールするとともに、社内のニーズを踏まえた新たな制度を導入する。
(子供の看護のための休暇など)

<対策>

- 令和6年7月～ 従業員や管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和6年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ 制度の導入
管理職への研修(年1回)及び社内報などによる社員への周知(毎月)

目標2：計画期間内に育児・介護休業に関する制度の周知
育児・介護に伴う休業、看護休暇、時間外労働の制限および所定労働時間の短縮措置などの育児・介護休業法に基づく労働者の権利や給付の支給等関係法令にさだめられている諸制度について周知する。

<対策>

- 令和6年7月～ 育児・介護が必要な社員の現状把握
- 令和6年9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和6年10月～ ①業務ニュースなどで制度を詳しく説明
②管理職への研修(年2回)
③電子掲示板による社員へ定期的な周知